

静岡家庭裁判所委員会議事概要

(静岡家庭裁判所委員会庶務)

1 日 時 令和6年7月1日(月)午後3時から午後5時まで

2 場 所 静岡家庭裁判所会議室

3 出席者

(委員)

斎藤剛、浅沼都、川内十郎、児成剛、瀧容子、知念晃子、森博文(以上学識経験者)、諏訪部史人(弁護士)、荒井悠花(検察官)、細矢郁、清水克久(以上裁判官)(敬称略)

(説明担当者)

富永悦史(首席書記官)、田村光希雄(総務課長)

4 議事内容等

- (1) 新任委員3名から自己紹介があった。
- (2) 各委員からの意見も聴取した上で、家庭裁判所委員会規則に基づき、細矢郁委員が委員長代理に指名された。
- (3) 富永悦史首席書記官から、前回の家庭裁判所委員会(テーマ「成年後見制度と地域における家庭裁判所の役割について」)における意見交換を踏まえて、その後の裁判所における取組状況について報告がなされた。
- (4) 今回のテーマである「家事調停委員にふさわしい担い手の確保とその育成について」について、田村光希雄総務課長から、①「男性に比して、女性の家事調停委員が少ない」、②「家事調停委員が全体的に高齢化している」という静岡家庭裁判所の現状と課題を説明した上で、「家事調停委員にふさわしい担い手を確保するために、どこに、どのように働き掛けをすることが考えられるか」などについて、各委員から次のような意見等が述べられた(○は家裁委員の発言である。)

○ 企業や団体によっては、50歳以下を対象とした青年部や女性を対象とし

た女性会などがある場合があるので、そのようなところに声掛けをするという
こともあり得るのではないかと感じた。

- 女性の議員が少ない原因として、女性は時間やお金の余裕がないという研究が進められていると聞いたことがある。女性の調停委員が少ない原因も同様の原因があるのではないか。

女性が活躍するためには、調停委員がどのような仕事であるのか、具体的にどのような人が活躍しているのかということを知る機会を確保することが必要なのではないか。広く知らせることで、調停委員になることができる女性にも情報が届くのではないか。

- 調停委員のやりがいは、すごく悩んだ末に調停が成立したときに、当事者から感謝の言葉をもらえることなのではないか。
- 調停委員の高齢化も深刻な問題であろう。経験豊富で有能な調停委員が年齢に達したために辞めていくのに、補充がされないということは、かなり深刻である。

女性の調停委員をどのように増やすのかという問題については、社会貢献の一環として、各種の団体等に女性の調停委員の推薦依頼を行うことも考えられるのではないか。一定期間の職務経験を積んだ方を対象に各種の団体等から推薦をしてもらって調停委員の経験を積んでもらうこともよいのではないか。この際、社会貢献のためであるということを伝える必要もあろう。一般企業の方に定年を迎える前に調停委員になっていただくためには、会社理解があることのほか、公務であることを制度として保障してもらう必要があるのではないか。

他方で、調停委員の職務は、信用度の割には比較的自由が利くところもあるので、社会貢献の一環であることをもっとアピールするとよいのではないか。

会社の特性に合うような分野で数件担当してもらうことも考えられる。

小学校や中学校の先生は女性が多いと思われるが、学校の職務と調停委員の両立は難しいと思われる。この点、大学や専門学校などは両立できるように思われる。

- 制度的な課題として感じた点であるが、社会貢献であるとかやりがいという、やはりボランティアというような意味合いに取られると思うが、それにしては少し荷が重い役目のように感じる。制度としては存続させていきたいが、今の時代に合わなくなってきたというところで、負担を少なくすることなどを考えていかなければならないのではないかな。

家事調停委員とソーシャルワーカーは、話を聞く、調整をしていくという点で、とても親和性が高いのではないかな。社会福祉士の中にも興味を持つ者がいるのではないかな。

- 女性の確保という観点で、知る機会の確保というのはやはり重要だと思う。「明日の調停を築く」というリーフレットも、今後新しく調停委員になろうとする方の参考にしていただくために作ったと書いてあるが、調停委員になろうと思わないと配られないという状況だと、そもそも興味を持ってくれる幅を広げられないのではないかな。こういったリーフレットをもっと女性が立ち寄りやすい場所、周辺の市役所や病院など、どこかに設置できないだろうか。働き掛けについても、もう少しその単位を狭めてみてはどうか。例えば、裁判所の管轄単位ではなく、小中学校の学区単位などに狭めた上で、例えば、校長協会などいろいろな団体の人にどういった人を推薦するのがいいのか、どこに働き掛けたらよいかという意見をいただくことも考えられるのではないかな。

- 女性という観点で考えてみると、男女共同参画に力を入れているような企業は関心が高いように思う。例えば、家事調停委員を選出することで、能力にフィードバックできるというような形での働き掛けや関心を持ってもらうことも考えられるのではないかな。

これは男女ということではなくて、非常に長いスパンでの話となるかもしれないが、主権者教育の枠の一つとして、民間人の司法参加、調停委員のやりがいなどを小学校、中学校、高校といった学校の現場で行ってもよいだろう。そうすることで、頭の中のどこかに引っかかって大人に成長してくれれば、調停委員になってもらいやすくなるのではないか。

- ホームページなどを見てみると、交通費が出ることは分かるものの、どれぐらい負担になるのか、報酬があるのかないのかななどもよく分からない。公的な役割は非常に大事ではあるものの、例えば、裁判員に参加する場合は、勤労休暇というものが規定で明文化されたりしているように、家事調停委員についても、一定の規模の会社については、規定で明文化するようなことを働き掛けていかなければ、問題の解決につながらないのではないか。

多忙であることは承知しているが、学校の先生や公務員など、女性の比率が高い職場への働き掛けというのは、繁忙期を考慮した対応をするなどすれば、あり得るのではないか。一人ひとりの負担を少なくして、人数を多くすることで、カバーしていくしかないのではなかろうか。

- 今後、親子法制が変わると、家庭裁判所に期待される役割も大幅に変わり、調停委員に期待される役割も増大することを考えると、調停委員候補者を広く集めるのは、喫緊の課題ではないか。調停委員の候補者を募る方法をドラスティックに変えるのであれば、正にこのタイミングなのかもしれない。企業側にとっても、現役で働いている人員を裁判所に送り出すことが、企業にとってメリットであって、そこでいろいろな経験をして、スキルアップをする、それが企業にリターンがあるというような仕組みができあがるのであれば、非常に有意義である。

調停委員になってからもいろいろな研修があるようであるが、余りハードルを高くせず、まずは関心がある方は手を挙げてください、熱意のある方をお待ちしています、熱意さえあれば何とかなるんですということを伝えてい

くことで、少しでも多くの方に情報を提供して関心を持っていただけるとよいのではないか。

- 報酬を目当てにして調停委員になる方はいないと思う。同様に、裁判員も日当を目当てになる人はいないと思う。他方で、一定の負担があるので、やはり報酬をもう少し上げていただけるとよいのではないか。
- 社会貢献であっても仕事を休むことで一定のコストが掛かるということを社会的に理解してもらうという意味では、報酬を増やすことも大事ではないか。

長期的なスパンでの教育も重要であろう。司法なり紛争解決に市民が参加していることの意味を理解してもらうための教育を小さい頃から行うことも大事なのではないか。例えば、ハワイでは、幼稚園の生徒を集めて模擬裁判を行うことでこういう市民参加の必要性を普及していくための教育、学習を長期的に行っている。裁判所も司法制度などをアピールするところに人を配置して、学校などを回ってみてはどうだろうか。

- 裁判官や弁護士は、すごく優秀な人たちがなるハードルの高いものというイメージがある。この点、調停委員の候補者を増やすには、ハードルを高くしすぎない、例えば、文学部を出た人でもなれるということを伝えていくことが大切なのではないか。
- 女性の調停委員が多い裁判所と少ない裁判所があるようであるが、その違いはどこにあるのであろうか、県民性に何か違いがあるのかとも思ったが、ほかの委員の話を知るとそうではないことが分かった。

調停委員について、広く情報を知ってもらい、認識していただくことが足りていないのではないか。調停委員とは、どのような仕事で、どのようなスケジュールで、どのくらいお金をもらって、どのように働いているのか、そういう基礎的な情報を知らせていくことが大切なのではないか。

今後の法改正を見据えて、人的、物的、予算的な面などの体制を整えてい

っていただきたい。

5 次回テーマ及び期日

次回は、「家庭裁判所調査官の採用広報について」を取り上げることになり、期日は、令和6年12月6日（金）午後3時から午後5時までとした。